公益社団法人山口被害者支援センター寄附金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口被害者支援センター(以下「センター」という。 が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入基準)

- 第2条 センターは、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金を受け入れることができないものとする。
 - (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査すること
 - ウ 寄附後に寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - エ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
 - オ その他理事長が当センターの運営上支障があると認める条件
 - (2) 寄附金を受け取ることによりセンターの業務、財政に負担又は支障が生ずると認められるとき。その他寄附金が定款第 4 条に定める目的の達成に資するものではないと判断されるとき。

(寄附金等の種類)

- 第3条 当センターが受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。
 - (1) 一般寄附金

当センターの事業並びに運営を円滑に進めることを目的とした寄附として受領するもので、使途を特定せず寄附した寄附金

(2) 特定寄附金

使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金

- ア 使途特定寄附金寄附者が寄附の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定するもの
- イ 募集特定寄附金 当センターが募集にあたり、あらかじめ使途を特定するもので、 募集総額、募集期間、募集理由、使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募 金目論見書」という。)をもって理事会の承認を得た上で募集するもの
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(受入手続)

- 第4条 当センターへの寄附金の申込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、受入れを決定する。
- 2 寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに寄附申出書 (様式第1号)を送付する。

(寄附金の使途)

第5条 一般寄附金については、寄附金額の10%以上を定款第5条の公益目的事業に使

用することとして募集するものとし、残りについては、法人会計に充てることができるものとする。

2 使途特定寄附金については、金額を寄附者の特定した使途に使用する。

(受領書等の送付)

- 第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅延なく礼状及び領収証を寄附者に送付するものとする。
- 2 前項の領収証には、当センターの事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領 年月日を記載するものとする。

(募集に係る結果の報告)

- 第7条 当センターは、特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その 他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上 の公開に代えることができる。
- 2 当センターは、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金に係る計算書及び当該 支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームペー ジ上の公開に代えることができる。

(委任)

第8条 本規程に定めない事項については、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年11月1日から施行する。